令和3年度 第4回広陵町体育施設使用料適正化検討委員会

日時:令和4年1月27日

開会 午前10時00分

○スポーツ振興課長補佐 定刻となりましたので、ただいまから第4回広陵町体育施設使用料適正化検討委員会を開催させていただきます。本日は公私とも御多用のところ御出席を賜り、誠にありがとうございます。本日、進行を務めさせていただきます、スポーツ振興課長補佐の坪水でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、太田委員が御都合により欠席されております。

会議に先立ちまして、事前に配付させていただいた資料の確認をお願いいたします。本日の会議次第、資料として1枚ものの減価償却費の算定、資料1、体育館の使用料改定(案)について、資料2、体育館の使用料改定(案)についての協議事項、最後に当日配付資料の1枚となります。資料の確認をお願いいたします。よろしいでし

それでは、お手元の次第に沿いまして、進めさせていただきます。

会議に先立ちまして、辰巳委員長から御挨拶をいただきます。

○委員長おはようございます。今日はよろしくお願いします。

結構緊張して来てまして、前回のところで1つ大きな課題を書いてありますか、この間、走ってきたようなつもりでおります。資料にもいろいろと反映されているかと思いますが、また報告、必要があればしますのでよろしくお願いします。

○スポーツ振興課長補佐 ありがとうございました。

続きまして、植村教育長が御挨拶申し上げます。

ようか。

○教育長 皆さん、改めましておはようございます。

ちょうど季節というか、1月20日に大寒を迎えて、今が一番寒い時期なのですけども、立春がもう2月に入ったら来ますので、ちょっと今日は何となく春らしい陽光かなというふうな感じをしています。そういう中で、新型コロナウイルスの感染拡大

が非常に大きくなって、今日、県の発表でしたけども785名の感染者、広陵町でも30人の感染者、これまで最高の感染者になっています。まだどのぐらいになるのかちょっと状況は分からないのですけども、早く収まってくれないかなというふうに思っています。また、小中学校のほうも全て学級閉鎖、学年閉鎖、それから学校閉鎖、7校全でちょっと広陵町なっておりまして、非常に大変な状況があります。そういう中で、この体育施設の使用料の検討委員会のほう、第4回目を迎えました。特に先ほど辰巳委員長のほうからありましたけど、辰巳委員長さん、前回の3回のときに取りあえず一任という形で案を作っていただきました。本当に御多用の中、案を作っていただいて、今日はこういう形で案を示していただくことになりました。それを基にまた委員の皆様、いろいろと議論をしていただけたらなというふうに思います。以後、これに向かうことを願っております。どうかよろしくお願いします。

それと、また傍聴のほうしていただいてどうもありがとうございます。 挨拶とさせていただきます。

○スポーツ振興課長補佐 ありがとうございました。

それでは、以後の議事進行は、当検討委員会設置要綱第6条の規定により、委員長 が議長となるため、委員長にお願いいたします。

委員長、よろしくお願いします。

○委員長 それでは、よろしくお願いいたします。

前回の会議ですね。から今日までですね。私としてちょっと必要な資料も町のほうに求めながら考えを整理してきたようなところがあります。その中で、いろいろ考えるところ、注釈も結構つけないといけないようなところもあるのですね。といいますのは、一般にこういうふうな施設の運営というものはこういうところも税金から成り立つのだというところから始まると思うのです。恐らく時代とともに変わってきているということで、特に体育館関係のことで言えば、日本は借金大国といいますけれども、そういうふうなことで地方債とか、そういうところからも大分予算を得ているん

ちゃうかと思うのですね。少なくともその財源どこに求めるのかというふうなことというのが、多分あるかと思うのですね。前回のところで第4焦点の施設の位置づけの話だったと思うのですけれども、右下の第4焦点が適当だろうと。体育館に関しては。そのパーセンテージどうするかということを考えましても、いろいろな自治体の資料を調べましたらもうまちまちです。そもそもイニシャルコストとランニングコスト双方を合わせた全コストを対象しているもの。あるいはランニングコストのみを対象としているもの。こちらのほうは比較的多いです。それは何らかの条例等、条例といいますか、例えば地方自治法とかを根拠に・・・というところがあります。この点、やはり市町村によってもその違うのは、パーセンテージが違うのはやっぱりその地域によって違うからですね。どこから、例えば横浜と名古屋と広陵町では全然違いますのでね。そういうことがありますから、そのパーセンテージをどういうふうに算出するかというのはもうオリジナルでやるしかないなというのがあります。あまり町の資料あまり・・・なかったものですから、作っていく必要があるのかなと・・・。

それで、結論的にはですね。岡田委員から12月22日の会議の際に意見をいただきました。そこで5点ありましたが、最後の2点は結論的なことといいますかね。審査するとか最終的な結論を出すのですけど、上の3点ありまして、1つは原価計算の中央体育館1,500円というのを了解いただいたと。2つ目は、目的外利用ですね。選挙、投開票等ですね。あと避難場所と。3つ目は地方自治基本条例の第6条ありますけれども、その中の3分の2を採用させていただいて、結論的にはそうなのです。1つは原価計算1,500円、これを基にするということ。次に自治基本条例の第6条とちょっとおっしゃっていましたけども、そこの採用ですね。それでもって2割でというふうな形をおっしゃっていますけど、この2割というのがなかなか理論値どう出すのか分からないですけれども、岡田先生のほう大分考えていただいたんじゃないかと思いながら、なるべく委員の先生方のものを入れたいのですね。

2つ目の目的外使用に関してはですね。やはりここも算定になると載ってこない内

容かなと思います。それはまた別に定めたものでもって対応する。例えばそういう場合は町が借上げる形になりますから、そこの部分についても議論を入れるのはちょっと適当じゃないのかなというふうなことがあります。それで至って、ですね。全コストを算出すると大体3,900になっておる資料も出していただいているのですけれども、これなぜ出してもらったのかといいますと、イニシャルコストがどれぐらいかかっているのかということですね。それが私の中では気になりました。というのは、イニシャルコスト、条例ではですね。町の条例、体育館施設を造る際にこれは決めないといけないものですね。そういう2,500円というものが・・・それがどこから来ているのかというのは、今回決定する上で参考にしないといけないと。そう思ったわけです。そうすると2,500円で、こちらの原価1,500円にしているわけですからユウェ1.7倍の金額が当時設定されていたと。これは何なのかといったときに、もしかして全コスト戻す割合を算出されたんじゃないのか。これは推測でしかないですね。調べてもらったのですが、明確な答え得られなかったような感じがします。

そういうことで、ちょっと説明しっかりしないとちょっと納得いただける、もう少し説明させてもらいたいのですけども、そういうことで見たときに、その原価そのものは1,500円で計算していますけど、それで大体全体のコストで38.5%で、1,200円案、B案、これ今回私が提示、私の考えとして提示したい金額それなのですけれども、それが大体30%ぐらいになるのですけれども、最終的に1,500円を原価にして2割を・・・先ほど言った材が委員の意見ですね。それに基づいて300円を町の負担、町の負担といいましても税金になるわけですけれども、というふうなことで1,200円と。で、ただし、この金額で実際にやって収支のバランスがとれるのかというのが、実際にこうやって見たときにどうなるのかというのは絶対にやっていかないといけないし、今回は一般的に言われる負担原則から決めたのですけれども、また近隣自治体との費用バランスを考えたときに、1,000円から1,5

うかというのが、私の中でちょっと心配です。それで、よくあるどこでもやっている ことなのですけども、やっぱり定期的な見直しというものはどこでもやっているわけ でして、それはなぜかといいますが、経済状況も変わりますし、ですから定期的な見 直しというのは必ずどこだってやっているはずなのですね。今回、前回副委員長から、 もう絶対に緩和措置というふうな話いただきまして、私がそれ今回話するのもそうい うふうな措置があるんだということで、ちょっと肩の力抜いてちょっとやることがで きましたけれども、例えばその緩和措置において団体の設定をする。緩和団体を設定 するなどして一定の・・・やっていくような形ですね。その過程で収支均衡が図れる かどうかというポイントを・・・いくことも必要じゃないか。見通しも・・・それを もって時限を定めてやった後も定期的な改定、見直しといいますか、改定を含めた形 でやっていかないと、最終的に元がとれなかったら何もならないのですね。そこは現 実的にやっていくべきだろうと。それはどこの自治体もやっていることでしょうから、 今回さらに1,200円、あるいは1,000円・・・ですけれども、どこに1,2 00円というのは候補目標として持っていただきたい。ただ、それが本当にそのよう になるかどうかというのは、その見直し、あるいは緩和団体の中で金額を設定する中 で、どこに落としどころがあるのかということを見極めないと、結局は町のためにな らない。町民のためにならない。そういう結論になります。

そういうことで、私のほうから候補目標として1,200円という案を出させていただいている。その中で、これから緩和団体、あるいは定期的な見直しという中で、どの辺で落ち着いてくるのかということを定めて、その時期において調整していく可能性、これを含めることが適当じゃないかというのが私の考えです。

あと、ちょっと事務局のほうで補足等、いただけたらと思いますけど、よろしいで すかね。

○事務局 ありがとうございます。今、委員長が御説明された件につきまして、適 正化の措置、一応資料はつけさせていただいておりまして、協議事項の資料の4ペー ジを御覧ください。

一応、基準としましては2年後を目標に徐々に上げていくというのが基本的な考えだと思っております。今、言われているように、自治体においては軽減緩和措置というのは一般的にされておられるということで、こういうこともあるということでちょっと今、委員長が説明をしていただきましたけども、資料を見ることで一応つけさせていただいております。

以上になります。

○委員長 もう少し補足が必要なのですけれども、あと応分の負担ですね。というのは、将来その経済的に料金が払えないという事態ですね。もう格差社会になりますね。その中でもやっぱりいろいろ考えるべきことが、受益者間でもやっぱり何と言いますか。それぞれの収入間格差あるでしょうから、その辺のところですね。考えていく必要があるんじゃないかと。例えば高齢者のもう年金生活されている方々であるとか、子供であったりとか、あと障害をお持ちの方に対する配慮といいますか、そういうことが必要になってくるかということを補足しておきます。

とにかく厳しいカース、ことを話し、抽出しておるのですけども、次の世代の子供らが 痛まないようなことを考えていく必要があるということで、最終的に腹くくりました。 以上です。

事務局のこの資料の説明をいただいていいですか。

○事務局 はい。分かりました。

委員長、ありがとうございました。一応、今、委員長からの御意見いただきまして、 一応資料のほうを作らせていただいております。資料1ページを御覧ください。

今、原価計算させていただきましたら、一応1,500円というのが基準ということで今、委員長がおっしゃっていただいたように1,200円、1,000円という案を御提示させていただいております。ここの委員会でその金額、今、委員長がおっしゃっていただいた意見を見ていただいて、最終結論をしていただきたいのですけれ

ども、まず1,200円、1,000円ということで一応結論はどうさせていただい たらよろしいでしょうか。今、もう1,000円、2,000円。

- ○男性 委員長は1,200円と提案しました。すみません。委員長は1,200 円と提案しましたから、それでどうですかっていう話。・・・
- ○事務局 すみません。1,200円という御意見をいただきまして、委員の皆さん、御意見ございましたらお願いいたします。
- ○男性 これですね。ちょっと中身説明してほしいのですけど、委員長はA案の1,200円で行きたいというふうに思いますということと、もう1つ下にね。これまで議論はなかったのですけど、利便性向上の観点から1カ月前からの受付を3カ月前までに申請可能とします。これちょっと全部トータルの話やから、一応事務局としてはこういうフリデンにしたいと。それとあとトータルの話として、減免の話とかあるじゃないですか。スポーツ協会の方の申請、今は1年前まで行けますよね。1年先まで。それをどうするか・・・書かれている内容をちょっと委員の人に説明してください。
- ○事務局 すみません。それでは、一連のほう今、委員長が説明されたのですけど も、改めて説明させていただきます。

1ページになるのですけれども、その利用者の方の利便性の向上の観点からということで提案なのですけれども、現状、申請 1 カ月前からの受付ということで現状させていただいております。それを 3 カ月前からの申請ということを可能にするということを提案させていただいております。これにつきましては、スポーツ協会が年間予約されておられるということで、一般の方と少し差が大きいということを御指摘いただきまして、それを緩和するという意味でもないのですけれども、一般の方も少し 3 カ月前からということに考えております。

今日配付させていただいた資料をちょっと御覧いただきたいと思います。 1 枚ものの資料になります。この利用申請手続についてなのですけれども、以前に配付させていただいた資料をちょっと加工させていただいているのですけれども、これを見なが

ら説明させていただきます。一般利用者の方というのは1カ月先から申請が可能とい うことになっております。スポーツ協会がその1年前からということで、優先的に使 われるということで、今、いろいろと会議の中でスポーツ協会が少し優遇されている んじゃないかということで、一般の方と同じ料金徴収をするという御意見をいただい ておりましたけれども、事務局でいろいろと検討させていただいた結果なのですけれ ども、その下にありますスポーツ協会、年間予約有で料金が無料、案としてですけれ ども、年間予約をまだ継続させていただきまして、50%だけ減額させていただくと いう結論に至りました。理由としましては、町の互助団体であるということ。スポー ツ協会の登録チームは自分たちの活動だけではなく、体育祭とか体育大会の開催のと きには大会の運営とかボランティアとして御協力いただいているというわけで、一般 の方とクラブという方とはまた一緒にするわけにはいかないという結論にも至りまし た。郡民体育大会、県民体育大会という大会があるのですけれども、それには広陵町 代表として出場していただいていまして、よい成績も納めていただいております。そ の成果はふだんの活動があってのことだと思っております。そういう日々の活動を町 がバックアップしないのかということと、そのイシヅキの結果が自分たちのスキルを上 げるというわけで、それをもって広陵町のスポーツ振興に携わっていただく指導者の 底上げにもつながるんじゃないかということに達しまして、そういうことも考えさせ ていただくと、やっぱり今後広陵町のスポーツの発展と普及に日々純粋に鍛錬してお られるスポーツ協会の登録チームについては、町としては補助していく考えに至りま した。

ただ、今の現状、クラブ数が多いという御指摘もいただいております。その点につきましては今回この委員会で代表も廃止させていただきましたけれども、そういうスポーツ協会の役割をもう一度精査させていただきまして、是正させていただくところは是正して、適正なチーム数、組織として運営していただくようにはスポーツ協会にはお願いするつもりでございます。ということで、一応スポーツ協会は50%、この

委員会の意に反するということもあるのですけれども、町の方針としては50%ということと、総合型地域スポーツクラブも全額という話もいただいておったのですけれども、これも50%負担ということを提案させていただきます。

ただ、スポーツ協会におきましては、その登録というのがほとんど曖昧な点もございましたので、優先基準を、これは案なのですけれども示させていただいて、一応基準としてはスポーツ協会、総合スポーツクラブに所属しているクラブで地域住民の自由に参加が認められるようなクラブであること。また、町とスポーツ協会が主催・共催するようなイベント等には積極的に参加協力するという条件。それから、人数も少ないクラブについては、1回の利用で20人、30人が参加するということを、施設の有効活用ができる方策をとっている努力をしているという団体であることが条件。これは案なので、スポーツ協会とまた協議していかないといけないのですけれども、そういう案をもって排除じゃないですけれども、少しクラブ数を減らして適正な組織として運営していただけるようにお願いしようと思っております。

それから、広陵町が特別というわけでもないのですけれども、近隣自治体のスポーツ協会の優先利用状況をちょっと調べさせていただいております。広陵町は年間予約有で今までは使用料は無料という内容でした。同じような自治体がもう1つありまして、ほかも年間予約有が半数を占めておりまして、ただ、使用料のほうは半額もらうとか、全額もらうとかいうところもあるのですけれども、ほぼ体育協会、スポーツ協会はずっと優遇されておられる自治体がほとんどだと。現状はそういう流れになっております。

委員長がおっしゃっていました使用料の料金1,200円ということで、資料の2ページを御覧ください。一応、基準が1,500円ということになりまして、受益者負担を80%に1,200円ということになりますので、公費負担は20%、300円が公費負担ということになります。一応、収入見込みも作らせていただいております。元年度の基準で計算させていただいておりますけれども、1,200円になりま

すとやはり料金が上がるということになりますので、利用が控えられるということもあって、90%、85%、80%ということで収入見込みということを記入させていただいています。単純に利用者が少なくなるという考えの下の計算になりますので、一応この金額にはなると予想をしております。

次の資料2の協議事項のほうを見ていただきたいのですけれども、1ページになります。一応、1,200円という基準で計算させていただくのですけれども、町と町以外の方が利用する扱いについて説明させていただきます。町が提供するサービスの恩恵は、町が優先して受けるべきであり、負担の公平性及び町民優遇の観点から、町外の団体が施設を利用する場合は、料金を2倍という町外割の設定をしております。それと、今まで時間帯なのですけれども、今の条例ですと9時から12時、1時から4時、6時から9時とかそういう3時間単位でのクチダシというふうになっておりましたけれども、今回その時間帯を1時間単位ということで決めさせていただこうかと思っております。また、夜間割増しという自治体もあるのですけれども、もう広陵町のほうは説明・・・同一の金額、1,200円でしたら1時間1,200円、夜も使っていただいても1,200円という基準で行かせていただこうと思っております。

次のページになりますけれども、2ページ、受益者負担、減免の基準の適正化ということで、今、スポーツ協会の件を説明させていただきましたけれども、新たに65歳以上の高齢者の方、委員長も説明していただきましたけれども、65歳以上の高齢者が半数以上所属している使用料金は50%ということで新たに決めさせていただいているのですけれども、それが3ページになります。先ほど説明させていただきましたように、65歳もそうなのですけれども、身体障害者、知的障害者とかそういう手帳をお持ちである方が組織されている団体についても50%ということで、料金も上がるということで高齢者の方も負担がかなり高くなるということも考えさせていただきまして、そういう新しい軽減というのも作らせていただいております。それと、スポーツ協会も説明させていただき、総合型も説明させていただきましたけれども、今

現状では町内に在住する中学生以下の方に対しては50%減額、土曜日に関しては無料という使用料になっておりますけれども、これは継続していきたいと考えております。

それから、4ページを御覧ください。これは激変緩和措置ということで今、現行が200円ということで改正後は1,200円ということになりますので、激変緩和措置という考えの下、まずは800円で2年間料金をいただいて、400円は据置きさせていただくということで、2年後には1,200円という一応決めていただいた金額になるという設定で作らせていただいております。

- ○男性委員 改正年度はいつを予定していますか。改正年度。今の4ページ・・・ ○事務局 改正年度なのですけれども、一応議会にも提出しないといけないという こともありまして、予定では6月に議会のほうに提出させていただいて、周知期間を いただくということで、始まるのは12月ぐらいには予定はさせていただくのですけ れども、まだこれは予定なので、いつ頃となると。
- ○男性委員 普通に考えたら4月からじゃない。
- ○池端事務局長 着座ですみません。通常考えたらおっしゃるようにそうなるのですけども、これやっぱり権利を制限するというのか、今回言葉悪いですけど仕切り直していわゆる適正化を図るというようなところで、やっぱり周知期間というのは大事やと思うんです。通常、行政手続法とかそういうふうなところにいろいろ照らしますと、パブリックコメントというのも1月間ぐらいやっぱりそういういろいろな住民の方の御意見をいただくという期間も必要ですし、議会へ上程していわゆる施行をいつにするかというところで、その施行の期間も一定期間をとると。それが6カ月で最低3カ月やと思うのですけども、6カ月というようなこともあります。せやから年で切っていわゆる新しい年から行くのか。いわゆる年度で4月とするのかというのはちょっとまだ今、どちらとはちょっと言い難い部分があるかなと思います。考え方としては副委員長おっしゃられるようなのが正論やと思うのですけども、いわゆる年とする

のかいわゆる1月1日とするのか、4月1日というようなところで、事務局としては ちょっと水面下ではそういうところも考えさせていただいております。

以上でございます。

- ○委員長 よろしいですか。
- ○事務局 はい。
- ここまで結構何点かあったと思うのですけども、副委員長さんおっしゃ ○委員長 ったように、結論のところで利用者の利便性の観点から云々、受付のことお話ありま したし、これまでと違った形でやっていくということですけれども、3カ月前から申 請ができるというふうな形の話だったりとか、あと細かなところですね。減免のこと であったりとかいうお話をいただいた。この最後のこの段階、あくまで・・・思うの ですけども、こういうふうな形でやっていくんだというふうなことをおっしゃった。 それから、時間帯ですね。以前は夜間の料金が高かった。条例上・・・3,500円 になっているんですよね。2,500円、3,500円、だからその辺どうするのか ということですね。ですけれども、そこはもう問わず同じ金額にするということです ね。観点上、変更というのはこのことかなと思います。あとは町外の方の利用に関し ては料金が2倍とするというふうなこと、お話も出ています。町のこの間ちょっと職 員さんと話をしていて、受付の際に町民であるかどうかってちゃんと確認されてやっ てらっしゃるというふうなことなのですけれども、そこはしっかりとやっていただく 必要があるかと思うことと、あと減免といいますか、高齢者の方に対する・・・です ね。料金・・・ことについて触れられましたけれども、このあたりのところもそれを 戦略とされるというのはちょっとどうかと思うのですね。その辺のところも人として の考えですけれども、ちゃんとしてもらわないとあかんかなと思いますけれども、そ こは動きながらやっていただけたらと思いますが、いろいろ話されたのですけど、こ こまでのところでおおむね賛同いただけるというふうに見てよろしいでしょうかね。
- ○男性委員 スポーツ協会とかスポーツクラブとか、その辺が50%で、ほかの一

般は・・・ということになると。何でそのスポーツ協会とかを減免するのか・・・今 課長のほうから説明ありましたけども、やっぱりその、今その・・・その中にはやっ ぱりその学んだことをもしくはその自ら身につけたスキルをそういう補助の下でつけ たスキルとかその技術を、その・・・町民に伝えていくと。自分だけのものじゃなく て、その学んだことをまちづくりに生かしたり広く町民にそれを伝えたりしていくと いうことが条例とかで大切だというふうに書かれておりまして、私はその減免する理 由をね。その辺もあるんではなかろうかなと。ただ、今3つほど挙げていただいて優 先基準というのを3つ挙げているのですけども、その中でね。体育館を利用して技術 を身につけたことを、地域に帰って子供たちにちゃんと伝えてあげるとか、お年寄り にその健康体操をちゃんと教えてあげるとか、何かそういうことをしてくれるから減 免の対象ですよというようなことが1項目ここに書かれないのかなと。減免の理由と してね。それなら何か一番大事な、確かに・・・町は代表して行ってもらっているし、 そのいい成績も上げてもらっておるのですけども、それはどっちかいうとその個人の その技術の延長線みたいな気がしますのでね。だから、ちょっと減免の理由としては そういうことが大きいのと違うのかなというふうには思います。例えば、ここには書 いてあるのですけど、町が例えば運動会をするときには、町民体育祭をするときには このスポーツ協会のクラブが積極的に協力して、舞台裏は全て彼らがやってくれてい るわけですからね。何かそういうことが減免の理由と違うのかなという気はします。 本当に・・・

○委員長 ・・・委員がおっしゃっているのは、クラブ員であったりそれに依頼された指導者が社会教育に資するような知識・技能というものを・・・られた人たちがそもそも組織化されている・・・ないんだけれども、そういう人たちがそれを使ってさらにスポーツをやっていけるような、そういうふうなものであれば認めていいんじゃないか。そういうことですね。いかがですか。

○事務局 今、委員長がおっしゃっていただいた基準を1つ増やさせていただこう

と思っているのですけれども、今、前段のスポーツ少年団の指導者というのはスポーツ協会の役員がやっていただいております。今までずっと体育館を使っていただいた方が中心となってやっていただいております。バレー、バドミントンもそうですし、サッカーもそうですけれども、そういう指導者育成と考えたときに今、体育協会の指導者が、スポーツ協会の指導者の方がやっていただいているのが現状です。それも育成につながっているのではないかとは思っているのですけれども。

- ○委員長 うまく言葉にしてそれを記載されたら・・・思いますけれども、よろしいでしょうかね。こんな感じで。
- ○男性委員 ・・・中央体育館のこの1,500円の・・・3面で全面の・・・またはもう1個ずつ押さえるのかというのを・・・ありがたいなと・・・
- ○委員長 そうですね。自治体によってはコート1面何ぼだというふうな感じで計算するところもあるけれどもどうかということですね。
- ○事務局 今、1,200円という基準なのですけれども、体育館3面貸しをしているのですけれども、これをもう2面貸しにさせていただくということで、1,200円の半分、600円を中央体育館半面使われる方は600円だけ使用料をいただくということを考えております。委員長がおっしゃったように1面貸し、コート、バドミントンにしたら1面何ぼというところも結構あるのですけれども、個別の場合は半分半分ということで考えて今はおります。
- ○委員長 よろしいでしょうかね。
- ○男性委員 一応、今、このお話させていただいていたテニスコートと体育館だけ と認識したらいいですか。
- ○事務局 今は体育館。
- ○男性委員 料金とこの予約の分も、グラウンドの予約とかもこっちに入ってくる のかどうなのかという・・・
- ○事務局 予約は全て体育館も含め、グラウンド、テニスコートも3カ月前からと

いうことでさせていただいています。

○男性委員 ・・・これは僕の案ですけど、僕は総合型のスポーツクラブなのです けど、スポーツ協会と総合型地域スポーツクラブとあるのですけど、これがどこで何 をしているかというのをもう見れるようにしたらいいと思うので、年間で私らは調整 させてもらって、お話させてもらって確保させてもらっているのですけども、そこに 例えば1週間でこま数で・・・4こまありますという形があったとして、でも今週は、 次の月は5こま欲しいなというときに、ポンと言っちゃうときがあると思うのです。 増やしたいと。人が増えてきたし・・・それは多分運営のほうで調整はできると思う のですけど、今こうやって先に貸していただけることができるので、もっと明確にし たほうがこの・・・僕も正直、・・・スポーツ協会のほうで、どれがどのスポーツ協 会か分かりにくい状態で、同じスポーツでやってこのチームもそうやしこのチームも そうやしと言っちゃうと、もう乱立してしまってちょっと分かりにくいかなと思いま す。だから、僕が一番いいなと思うのは、総合型地域スポーツクラブで1週間でこれ だけは使っていただいていいですという方法、調整できたほうがいいんじゃないのか なと思いますけど、こっちの希望で言ってるのですね。今は。・・・これだけやって ほしいですということを言わせていただいているのは言わせてもらっているのですけ ど、もうお金が発生するということで、どっちかいうと一般の人らに使ってもらった ほうが・・・例えば・・・一番皆さんが使いたいところで僕らが結局は使ってしまっ ているので、ここら辺は3回を2回にするだとか、ちょっと・・・その辺をちょっと・・・・ 見えやすくしたほうがいいんじゃないかなと・・・

- ○委員長 団体間でそこはやってもらったほうが・・・
- ○事務局 そうですね。
- ○委員長 どこまでこの会議で諮れるかというところで、内容が分かっているもの と分かっていないものが・・・だから、そこら辺のところ・・・
- ○男性委員 · · ·

- ○委員長・・・おっしゃるのは、例えば収益分でもある程度の予算・・・
- ○男性委員 だから、使えるところはちょっと上げたほうがいいんじゃないのかな と・・・
- ○事務局 その点は競合するような時間帯とか曜日とか、それは事務局等と相談していただくということで。
- ○男性委員・・・
- ○事務局 その点は協議させていただきますので、よろしくお願いします。
- ○男性委員 3カ月前の申請なのですけど、これは僕も一般のほうで取ったりもするので非常にありがたい話なのですが、今言ったように、初め年間で取るところを取りあえずここも押さえておこうということで押さえられて、前日もしくは前々日にキャンセルとかという・・・予約はしておいて使わないから支払わないとかという、この支払の分のキャンセル・・・
- ○委員長 キャンセル料・・・
- ○事務局 はい。
- ○男性委員 まずこれ・・・使用料3カ月前・・・どの段階で・・・
- ○事務局 使用料のほうがもう3カ月前というふうに決めさせていただくのですけども、・・・費用を設計させていただいて、その日に来ていただいての3カ月予約という、1日に来ていただいてその3カ月というふうな案を作らせていただこうかなと思っているのです。今はまだしていないのですけれども、その設定した日に来ていただいて使用料をいただく。何日分かにはいただくという。
- ○男性委員 予約の3カ月分を先にもらう。
- ○事務局 先にもらうという話で出してもらいます。
- ○男性委員 ・・・
- ○事務局 キャンセル料というのはいただかないように考えておるのですけども、 没収という、使われていればその分はお返しできないよということですね。

○男性委員 それは、原則。例えばコロナになって・・・そういう場合は・・・テニスコートは雨降ったら変えてもらわんと、使えない場合のときはあるということもあるから、原則としては・・・その辺は臨機応変にしないとあかんのと、3カ月前から分かる・・・3カ月前から・・・その期間は・・・・はっきり分かっている1カ月前のほうが分かりやすい・・・じゃあ4月にして7月にしようか・・・どうしようかなとか思うときに、そこまでできるかどうかとか、そういうふうなことを利用者は考えると思うんですよ。ありがたいけども・・・増えているわけじゃないですか。まだ1カ月前のほうが確実性が高いんちゃうかなと。それからいくと、事務的な部分にしても仮にその転勤にしたってキャンセル料にしたって・・・楽じゃないかなと僕は思うけども、・・・事務的なところがすごい・・・利用者にとってもちょっと悩みの部分も、その3カ月って結構気候的な部分も含めて、自分たちのその予定も含めて、割にありがたい部分もあるけども、ちょっと不安定なところとか不安なところも出てくるんじゃないかなとはちょっと懸念する・・・

○男性委員 ・・・例えば私、熱中症・・・気温が・・・急に判断しないといけない。ただ、お金払っているから頑張ってやろうって子供らが言ってえらいことになる・・・そこら辺の状況はもういろいろ多様だと思いますので、臨機応変にやっていくしかないのかな。その中で・・・かもしれませんね。

- ○男性委員 3カ月前予約ができるというのは、3カ月ぐらい先の予約をできるということであって、3カ月ぐらい先に予約せなあかんということじゃないやろ。
- ○事務局そうです。
- 〇男性委員 だから、3カ月先が分からへんという団体とかクラブは1カ月間だけ予約して。そういうことでしょ。・・・
- ○事務局 はい。そういうことです。定期的に1年ずっとこの曜日、この時間使われる方がちょっとは軽減できるのかなということで、急に使われる方が今日、明日空いているというので申請にも来られることもできますし、予定がつかない方、1カ月

先の予定しかつかない方は、もう同じように1カ月の申請で来られる。ただ、3カ月 前から始まっているので、空いていない時間帯もあるということだけですね。

- ○男性委員 毎月毎月の申請やったら、働いている人らばっかりのクラブやったら・・・そしたら休みを取ったりとかして、毎月休みを取ったり順番で休みを取ったり・・・それがもう定期的に曜日が決まっているクラブやったら・・・三月に一回だけだけ休み取って申請に・・・だから三月先のことが分からへんクラブ・・・
- ○女性委員 ちょっと解釈が分からないのですけど、今、副委員長がおっしゃられた・・その3カ月先まで予約が可能となったときに、私の認識では今、1カ月先だったものが3カ月先のものが取れるようになるだけであって、予約の回数が減るわけでは・・・その3カ月先の、今日としたら今日から3カ月先の日が取れるだけで、予約の回数・・・回数が減るわけではないので、3カ月ってすごく、延びてすごく・・・大きそうに感じるのですけれども、一般で予約して・・・スポーツ協会にも総合型地域スポーツクラブにも所属していない立場で定期的に使っている者にすると何も変わらない。別に枠を押さえていただいているわけではないので、総合型地域スポーツクラブであったりとかスポーツ協会の利用は既に年間でその時間、その枠は優先的に確保されている状態なので、要は申請に行っても取れる状態ですけれども、一般の方たちは枠を確保していただいているわけではないので、申請に行かないとその枠が確保できない・・・何も回数は変わらないことではないのかなという認識だったのですけれども。
- ○事務局 3カ月前から取れるというので、3カ月も丸々全部取れるという話ではない。
- ○女性委員 ・・・その次のときを取ろうと思ったら、またその次にまた行かない とあかんから、一緒ということを・・・
- ○女性委員 ただ1カ月だったのが3カ月・・・
- ○男性委員 3カ月のその次の月はその前の3カ月前の・・・

- ○男性委員 ・・・
- ○女性委員 ・・・
- ○男性委員 3カ月前・・・
- ○女性委員 ・・・来週取ろうと思ったらまた次の週のまた次の週も、来るのはま た一緒・・・ただ、先だけのこと・・・
- ○男性委員 ・・・
- ○女性委員 別にスポーツ協会のように枠を確保していただいているわけではないので、何も変わらない現状かなという感じは・・・申請・・・これが決まった最初の3カ月間は確かに。
- ○女性委員 最初だけになる。
- ○女性委員 最初だけです。その3カ月以降は今までと何ら変わらない。1カ月先が3カ月先に変わっただけであって。
- ○女性委員 その次の週を取ろうと思ったら、また次の、その次の週また来ないと、 どっちにしても取れないです。
- ○男性委員 ・・・
- ○男性委員 ・・・
- ○女性委員 その間、違うところの人が2月にその次の3カ月を取ったら、次この人の次の3カ月取ろうと思ったら取られへんということになるのですよ。それを・・・ 毎週毎週来ないと取れない。3カ月先の分も取れないという形。
- ○女性委員 それはちょっとメリット・・・
- ○男性委員 便利になるかなと思って提案しているんやな。
- ○事務局 はい。
- ○男性委員 結局、次の週も行かないといけないと、その3カ月向こうのは取れないので。早く取りたい人は次の月・・・
- ○女性委員・・・月単位で取れるという・・・

- ○男性委員 だから、4月に取ったら4、5、6は取っても、4月分については5 月に来なあかん。
- ○女性委員 そうなのです。4月のどこか。7月の頭の・・・
- ○男性委員 3カ月後・・・
- ○女性委員 そうです。
- ○男性委員 だから、次・・・6月来ないと・・・3カ月先だけのことで、その次 の一月分は・・・
- ○女性委員 3カ月、3カ月で区切って予約にしたら1回で済むのですけど、そのだから4月に取って7月まで取れます。その間の部分だけはこの7月までの間には空いているところ取りには来れるけど。
- ○女性委員 きっちりきっちり3カ月ってなったらいいですけど、人によって申請 の月が違ったりしたら、自分たちが使っている・・・ほかの団体さんが一般の方であ ったりとか借りられる可能性もあるし。
- ○女性委員 だから、4月から7月までを3カ月前を取れますよってした場合は、その期間のみだけの申請、途中で来られても2月に来られても5月に来られても7月までしか取れないという状況にしてあるのであれば、3カ月でも行けるんですけど。それを次の7月以降の7月の次の週を取ろうと思ったら、またその3カ月前の次の週、また来ないといけないということがあるので、4月から7月の期間だけ今はやります。7月から今度10月までの3カ月を次の期間で募集しますとするのであれば、年4回で済むということですよね。
- ○男性委員 受付期間が結構決まっているんですね。
- ○女性委員 そうです。受付期間を決めるのであれば、3カ月、3カ月、3カ月で 4回で済むけれどもということですよね。
- ○男性委員 そうなったら便利・・・
- ○男性委員 ・・・例えば僕がかぶせると・・・取れないところが出てくる。毎月

毎月申請に行くのが大変だろうということでこの案を考えられたのですけど、そうじゃないということ・・・利用者からは。

- ○女性委員 ・・・私の認識の違い・・・
- ○男性委員 ・・・別に要らない・・・3カ月・・・
- ○女性委員 この3カ月は。
- ○事務局 その回数を減らすための3カ月。
- ○女性委員 ということは、だから7月までとしたら、その次のやつ取ろうと思ったら4月にならないと取れないという状況にするということですか。
- ○事務局 そうそう。
- ○女性委員 それ・・・
- ○女性委員 キャンセル料じゃないのですけど、これまでの体育館の利用状況を見ていても、そのキャンセル料が。ほかの地域ですと何日前までにキャンセルしたら無料で・・・となると必ずキャンセルする団体さんもいらっしゃるのですけれども、広陵の場合ですとキャンセル料そのまま・・・返ってこないので、バックしてこないので、結局借りっ放しで使わないという状況が結構見受けまして、使っていないのに使っていることになっている。
- ○男性委員 200円払ったやつ返ってこないから。返ってこないんやったらちゃんと・・・
- ○女性委員 ・・・キャンセルが・・・その1カ月先まで申請可能という・・・申請来させていただいていますけど、1カ月先のその日にちを取るというので・・・またそれが3カ月先の申請に変わった・・・その週3回、4回の申請・・・変わらない・・・何もメリット・・・
- ○委員長 回数少なくていいだろうという案・・・・
- ○女性委員 ・・・委員長がおっしゃられた・・・すごくメリットがあるのですけれども。

○男性委員 だから例えば、4月1日に3カ月分を一斉にしますと。で、あとは途中で空いたら来ても構いませんにしておいて、次は4、5、6、7月の1日に次の3カ月しますとかいうふうな団体とかも・・・あって、その月に全部・・・来た人は・・・という感じで、その代わりその先のところまでは、・・・例えばそれでいくと・・・でも、それを・・・変えてしまうと、結構周知じゃないけども、これはなかなか厳しいかなと思うので。ちょっと・・・

○委員長 その料金も変わってきますし、そこは多分来れない・・・しっかりと明 文化する・・・

すみません。言っておられることは分かるのですけど、基本的には ○植村教育長 やっぱり3カ月前ということは選択肢は増えるとは思うのです。・・・そうなのです けど、選択肢が増えるというだけではメリットがあるのかなとは私は思うのですね。 それともう1つは、今までのその押さえていても結局は使用されないと。これはやは り200円という安さの原因だったと思うのですよ。あとある程度こういった1,2 00円とか取っていけばね。それなりにこれもったいないからって必ずやっぱりこれ やったら。例えばその払ってね。ちょっとキャンセル料やっぱり発生する・・・そこ はきっちりここは明文化してね。何ぼであれば、これいつまではキャンセル料が発生 しませんけど、ここからは発生していきますよ。それで旅行でも一緒で、やはり1日 前とかでも全額ですわね。そこはやっぱりそういったことの基準を決めてしまってね。 キャンセル料も。これだけ払っているけどやっぱりこれはもう使えへんってなったら、 やっぱりそこはキャンセル料払って、そしたらそこが空いてきますよね。そこでまた 何らかの形で事務局のほうに問合せ、事務局・・・どうですかというような連絡とか ね。そういったこともしてもらえるの違うのかなと思ったりはしたのです。基本的に 私、その3カ月というのは選択肢が広がるというのでそれでいいのかなとは思うので すけど。

○委員長 ・・・ようなものがあった場合に、3カ月・・・そのあたりもまた、実

際に・・・団体同士の中でどういうような動きして・・・と思いますね。

- ○男性委員 ただ、やるとしたら・・・おっしゃったように、もう3カ月間ボンと 枠決めて、それで3カ月前に申し込んで、空いているときは臨機応変に使えますよと。 そうしないと、今おっしゃったように3カ月やったら毎月毎月行かなあかん・・・
- ○男性委員 予約しておいて・・・
- ○事務局 今はこちらに直接公民館のほうに来ていただいて申請。
- ○男性委員 しょっちゅう問合せあります。空きましたかって言って。何か可視化 できないのですか。ホームページとかで。
- ○植村教育長 ホームページで利用状況を可視化できたら・・・予約できるように したら・・・
- ○男性委員 · · ·
- ○事務局 すみません。ちょっとそしたら、私、企画政策課でいうと、今、実は公共施設マネジメントの観点からこの周辺7市町のこういう体育施設とか文化施設を共同で利用できないかという検討をしているところです。その中で、実は今の予約の話がありまして、もう毎回毎回こうやってわざわざ出向くのというのは大変だと。で、今の可視化の話もありましたけども、そういった奈良県で運用している「e 古都なら」というインターネットのサービスがあるのですけど、そこのところに今のこの7市町をその予約状況とか、あとはもう予約をそのネットでできるようにしていこうじゃないかというような検討も始まっています。これ、ただしすぐにできるわけじゃないのですけども、そういう検討をしていることは皆様にお伝えいたします。

以上です。

- ○男性委員 土曜日の無料って・・・だから、そういうふうな形で・・・地域でだ から・・・
- ○男性委員 全部土曜日は無料じゃない。今・・・
- ○事務局 はい。土曜日は無料ですね。

- ○男性委員 町内って書いてあるけど、・・・中学生以下の・・・その限定している・・・
- ○事務局 はい。
- ○委員長 ・・・その中のことは・・・A案でよろしいかということ。あと減免の話ですね。この3ページですか。こういう形でやらせていただく。あと、町内の方の利用を・・・するということですね。そのあたりのところ取り決める必要があります。 決取りたいですけど、反対意見ある場合おっしゃっていただくという形でよろしいでしょうかね。いかがでしょうか。
- ○男性 資料の、今言った資料の2ページのA案でいくということと、A案でいけばミニ体育館とか・・・それからあと、減免に関しては協議事項のほうの3ページです。・・・これについて・・・
- ○委員長もうよろしいですかね。何の異議もなかったらこれで・・・
- ○女性委員 反対意見ではないのですけれども、一番最初にお話させていただいたように、自分の・・一般で子供たちを・・・一般市民の立場・・・からすると、当初スポーツ協会であるとか総合型地域スポーツクラブからも同じ額を徴収する案が出ていたかと思うのですけれども、スポーツ協会に属する身としては、今回減免措置ということで費用は発生しますけれど、半額程度というところではありがたいかなと思っております。ただ、少しちょっと体育館の利用を・・・前回委員長もおっしゃられたように、ここはちょっとまだ偏った人たちで構成されているのではないかというお話があったものですから、少し一般の目からどう・・・ちょっと自分なりに見ていたのですけれども、体育館を一般で利用される方、すごく少人数で借りられている方がいらっしゃいますけど、前後で利用されている方の状況を見ると、コロナということもありまして・・家族単位で小ぢんまりと遊んでいらっしゃるお子様連れ・・・遊んでいらっしゃる方を見ると、そちらの方にほかのスポーツ協会で減らしている分を負担していただいているような感覚にもなりました。スポーツ協会所属して団体で活

動していますので、1人当たりの単価がかなり人数からいっても1人当たり・・・かなりコストは押さえられているとは思うのですけども、そういった家族単位でちょっと子供たちと遊ぼうかなという方たちにするとかなり負担が大きくなってしまうのかなとは、仕方のないことでは・・・というのは、この資料見させていただいて分かるところではあるのですが、率直な感想としては4人で・・・それが子供の減免となっても親が・・・家族で・・・一般で本当に少人数で使われている・・・ことを考えると、少しちょっと心が痛いかなと・・・スポーツ協会に属する立場からしてもちょっと心が痛いなというところはあります。

- ○委員長 ・・・一般利用になってきたときに、集団で来るというよりかは結構少ない少人数でやって・・・
- ○女性委員 私はだから、スポーツ協会、確かに減免措置していただくのはありがたい・・それを運営されているもっと上の方にすると、・・・思うので、そういうことを考えると・・・必要かなとは思いますけれども、体育館を年間を通して確保・・・利用できる状況というだけでもかなり大きな優遇措置かなと・・・スポーツ協会・・・一般の方と同じ金額でも良かったのかなという、個人的なそこは・・・
- ○委員長 どうでしょう。
- ○女性委員 ・・・
- ○委員長 ・・・その辺ちょっとあるのですけれども。まずは1,200円ですね。 A案ということで、そこから減免をどうするかということで今、こういう意見になっ ているところです。
- ○男性委員 ・・・1, 200円・・・。
- ○委員長 そしたら・・・
- ○男性委員 ・・・
- 〇委員長 まずはもう料金ですけども、A案、B案、1,200、1,000円ありますけども、ここで・・・1,200円で妥当という方は手を挙げてください。あ

りがとうございます。B案・・・もう1つは、改正案として3ページのところでありますけれども、スポーツ協会、総合型地域スポーツクラブ50%減額、それから中学生以下の者50%減額という案ですね。そういう減免をしていくことについて賛成の方、挙手をお願いします。

○男性委員 すみません。1つだけ。私、先ほども言いましたように、スポーツ協会とかスポーツクラブが優遇されるということから、その例えば今日頂いた資料だけを見ますと、1回目の利用によって20名から30名という人数が規制されておりまして、例えば今のそのスポーツ協会とか地域スポーツクラブでの大体1回当たり20名から30名ぐらいは参加をされておるのですか。それとも、この3つ目の条件が適用されると、そのスポーツ協会、地域スポーツクラブから、先ほど減免の対象にならないという方たちも出てくるのですか。ちょっとそこを教えていただいて。今、減免の話・・・このとおり、今後細かいことはこの会議ではなくて別の会議で決められることかなと思うのですけども。ちょっと今日の資料で人数が出ていますので、そこだけ。

○事務局 今、活動されておられるクラブの人数ですけども、10名から10名弱というクラブもかなりあります。そういう団体に対しては、今後はちょっと複数合併していただくということをこれから進めていこうとは思っております。そういう団体は何ぼかはあるのです。それは指導していきたいと思います。

○委員長 恐らくね。この辺もやっぱり細かいところやと思うのですね。例えばその種目によっても特性ありますから、何名やというなかなか難しいと思いますね。個人競技種目なのか集団競技種目なのか・・・全然変わりますのでね。だからこの中身のことをやっぱり具体化していくのはやっぱり実際の・・・実際の運用で・・・受益者の方々の・・・しっかりと捉えて・・・

○男性委員 統合・・・そういうふうにしてくれという、これから指導とかもお願 いしていくということですか。

- ○事務局 はい。
- ○男性委員 それからこの方策をとられて・・・
- ○事務局 はい。そうですね。
- ○委員長 だから、ここに書いてある・・・集団で、今まで細かくやっていたら取れるんやないかということを・・・みんな取れるようにしようと・・・
- ○事務局 少しでもクラブ数を少なくしようという考えの下、作らせていただいて おります。
- ○委員長 ・・・どうするかという・・・2つ目ですけど、この減免はやっぱりよろしいかどうかということですね。挙手のほうをお願いしたいのですけども、これでよろしいと思ったら挙手といいますか、これに賛成だという方は挙手をお願いします。
- 男性 • •
- ○委員長 賛成です。反対と思われる方・・・でも、多数決でこうなりましたので。 そういう形でよろしいでしょうかね。

そしたら、A案、1,200円、それから減免案はこれで賛成いただいたということで、今日はここまでですかね。ここまでにしたいと思います。事務局のほうは何か。

- ○男性委員 ごめんなさいね。以前、もう中央体育館の料金を、使用について・・・ということで進めてこられましたので、ただ少し気になる・・・テニスコートなのです。例えば、これはある程度話・・・いろいろと周知されて・・・議案提案されるときに・・・テニスコートの料金等は据置きのままで行かれるという・・・というところ、そのままで続けるというところについては資料として体育館、いろいろな格技場も含めてテニスコートも入れて資料として提案される予定なのでしょうか。
- ○委員長 重要なことだと思います。というのは、先ほど前々回ですか。・・・ですけども、これも自治体によっていろいろな・・・確かにその体育館・・・あったりとかしますし、この辺どうするかというのは確かにあるかと思います。というのは、多分これそれ以外の施設もそうじゃないのですかね。もうこれ運動施設だけではなく

てですね。だからそこを・・・思うのですけれども、またそこを検討いただくことに なるかと思いますけどね。

○男性委員 それと、なぜかといいますと、今の中央体育館1,200円でいって も、一応減免の部分を含むと・・・ですけど、僕ちょっと気になったのは、テニスコ ートが500円・・・ですけども、ランニングコストが143円しかかかっていない のに、ほとんどそれがなっているのです。前も皆さんのほうに言わせてもらいました が、その部分が一括で会議に入っていて、今までの中央体育館なり体育館で・・・に ついては、テニスコートで払った人が・・・しているという図式になっているんやな いかなと思っているのです。それはちょっとやっぱり資料出されたときに・・・かな と思うんですけど、ちょっと提案なのですけど、先ほど委員長さんのほうが期限につ いて一応見直さなあかんと。いうたらちょっともらい過ぎなんかな・・・考えている し、・・・見直しも言われているのですけど、そのときの見直し・・・やはり中央体 育館は中央体育館でのコストについての収支報告みたいな形と、・・・収支報告と分 けてね。1つのところで一括して広陵町の体育施設についてはこうでした。これで・・・ これがこれだけでとかいうのは、ちょっとやっぱり法的な資金で・・・施設と町・・・ 公的施設でないのにゼロやのに、それでももらい過ぎと言ったらおかしいのですけど、 それで賄い過ぎているところがあるという・・・気になるので、そこはちょっと・・・ テニスコートだけ・・・ミニ体育館だけどうなっていくのかというのを、見直すとき の資料として出してもらうのと、そのときにテニスコートで、ちょっと僕も・・・や っぱり受益者負担でちょっと黒字になっている部分ですね。これについてはやはりテ ニスコートの整備とか、使っているんですよというふうな形でやはり提示していかな いと、ちょっと体育館使っている人はある程度20%の公費を負担で入っていて、テ ニスコートは入っていないのに値段も変わらなくてそのままで・・・どないするのと いうのは、ちょっともしかすると、先ほど種目によっての感覚が違うと言われました けども、そういう声が出てくるかも分からない。資料だけ・・・見直しのときに関し

ましては・・・また別の機会で結構ですけども、テニスコートの分についてのその部分の運用している部分については、こういうふうな感じでいただいた分についてはこれ使いますと。テニスコートのために、テニスを利用している方にいくように利用しますというふうな形で返していただくほうが、僕はやっぱり納得感があるかなと思っている・・・ちょっとその辺の収支に関しての・・・についての・・・鑑みて、ちょっと考えていただきたいというか・・・いただきたいと思っているところは・・・すみません。そんな感じです。

- ○委員長 よろしいですか。
- ○男性委員 今日は一言も発言をしておりませんので、来ている意味がないと思われても困りますので、この29日、明日、あさってですかね。スポーツ協会の定例の理事会がございます。その中で今日の決定事項というのですか。この内容についての趣旨説明、あるいは今までが料金はスポーツ協会から当然だというようなことではなくて、やはり襟を正すというのですかね。今後、スポーツ協会というのを活動も襟を正して、なぜ50%にせよ減免されているのかというような趣旨の中身を説明をしながら、これも決定したからこれでいきますよということでは、組織として成り立ちませんので、29日だけではなく、まだ理事会は一、二回あるのですが、その中で御理解をいただきながらこの検討委員会での、適正化検討委員会でのこの趣旨も説明しながら御理解いただこうかな・・・これは感想といいますか。以上です。
- ○委員長 今、会長さんがおっしゃったことですけども、私もかなり気になっていまして、前にもちょっと言っていたのですけどね。私やっぱり、その活動と実績というのはやっぱりどういうふうに・・・ことが大事だと思うのですね。町内の広報誌でも構いませんし、やっぱり具体的にやっぱり透明にしていって理解いただくような方法というのはもうどのような領域でもやっていることですので、矛盾のない形の・・・分かる。それから実績についてもやっぱりうまく広報していかんと・・・ということかなと思います。それから・・・議員おっしゃって・・・収支のバランス逆転しとる

やないかというふうなところが確かに気になったところでして、1つの考えとしては、 どういうふうな形の整備計画であるのかとかを含めてちょっと考えたほうがいいかな と。私、実はこの案の提出・・・見ていて、なかなか・・・難しいな、一般の・・・ グラウンドとも隣接していてと思いながらおったりとか、真美ケ丘のほう見たらえら い全然違う校区で・・・するのですね。それも含めて何らかのまた・・・必要である とかいうのであれば、何かこういうことで使っていきますというふうなことを示した ほうが、確かに分かりやすいのかなと思いました。実際、いろいろな施設のその収支 見ていたらね。大阪市とかでも倍ぐらいに・・・もう多分そういうところが・・・譲 り合うといいますか、そこからのお金が多分これに使えるのかなと思われるようなと ころもあったりはするかと思うので、その辺難しいですけれども、それはもう行政が 判断ですね。私・・・できることじゃありませんので、お願いしたいなと思います。 ○男性委員 特に議題とは外れるかもしれませんけども、・・・スポーツ協会に入 っているか入っていないかによって、クラブによって料金も違うということになりま した。そうするとその日常活動されている方が、例えばスポーツ協会に入りたい。入 れてほしいと。で、今はさっきもおっしゃったようにそのクラブ数をなるべく減らそ うとしていることもあって、なかなかその新たにそのスポーツ協会に入れてもらうこ とができないというようなことも・・・してあるわけです。ただ、その辺の統廃合も 含めて、希望する人たちがスポーツ協会に入れるというようなことも今後は考えてい ただきたいなと。収入の減にもなりますけども、入りたくてもクラブ数が多いから無 理だろうというようなところもあるような現状の中で、その辺・・していただきたい。 そういうことも含めて・・・先ほどもおっしゃっていただいたわけですけども、理事 会等でちゃんと説明をして優遇することになったよと。そのためにはクラブ数の統合 等も含めて・・・ようにというようなところの説明をいただきながら、・・・そうし ていただきたいなというふうには思いました。要望です。

○委員長 ありがとうございました。申請の仕方、受付の仕方等は事務局のほうで

うまく話を・・・させてもらったらと思いますので。その他何かございますでしょう か。

○池端事務局長 失礼いたします。今日いただいた御提案といいますか、その辺の ところで事務局のほうで1つ例申しますと、キャンセル料等につきましてもやっぱり しっかりとした規定がいると思います。物理的に使えないというようなときについて は、そんなんお貸しするのは当然ニシイ委員おっしゃられたとおりですけども、警報が出 たと、そういうふうなときとかでもやっぱりそういうふうなのはやっぱり頂いておく わけにはいきませんので、その辺のところどこまで利用者有利に考えるのかという問 題ありますけども、一旦整理をさせていただきたいと思います。テニスコートについ ても御発言いただきました。テニスコートにつきまして、これは全住民に今までこれ だけでしてんというのを出しますと、やっぱりちょっとこれはハレーションが起こる というようなところもあります。現実には今、真美ケ丘のテニスコートですけども、 2,400万という金額をかけて改修をいたしました。その分は前回のときの確定し ておりませんでしたので、費用等には入っておりません。いわゆるそのランニングコ ストというようなものを全部含めていきますと、前回で百何十円という金額ではない と思います。そこら辺のところも今日、御決定いただいた分については成案を採択を された案ということでお示しをして、整理をさせていただきたいと思います。条例に つきましては、今、法令のほうとまた逐次調整はしていかなんと思いますけれども、 従前の条例というのはもう一旦廃案にして、そうじゃないと一部改正というようなと ころにはもうなじまんと思いますので、一旦廃案にしてこの案を成案として条例制定、 新規制定するというような流れになろうかと思います。そこについては事務局が説明 させてもらいましたようなその時間帯の金額等が入るというようなイメージでござい ますので、その辺のところもイメージはとっていただいていると思います。そのよう な形で今日、御提案いただいたものについてはもう一度事務局のほうで検討をさせて いただくというところでちょっと発言をさせていただきました。ありがとうございま

す。

○事務局 すみません。今、中央体育館のほうが1,200円という決定をさせていただいたということで、あとミニ体育館、これはもう事務局で決めさせていただいて半額ということで600円という案でいかせてもらってもよろしいでしょうか。それと格技場、卓球室、それも金額が案としてあるのですけれども、ほかの格技場、ミニ体育館、東体育館に比べればかなり小さい施設なのですけれども、一応冷暖房完備ということもあり、施設、ほかの近隣の市町村の金額も見させてもらうと、A案の500円という案が一番適当な金額かなと思いますので、この格技場は500円という、1時間500円という案でいかせていただければと思っております。卓球場のほうにつきましても、これは卓球台1台当たりの金額で考えておりまして、A案、B案、C案あるのですけれども、一般的に近隣の同じように考えると200円というのが適当な金額ということで、事務局としては考えておりまして、この金額でいきたいなと考えております。

次のページ、7ページになるのですけれども、真美ケ丘体育館と会議室と和室というのがあるのですが、ミニ体育館全て和室はあるのですけれども、施錠がきかない、開け放題という状況なのですが、真美ケ丘体育館だけは鍵が閉められるという施設になっております。それも中央体育館で使用料いただくので、真美ケ丘体育館・・・で使用料いただくのであれば、この附属する会議室・和室のほうについても使用料をいただこうと考えておりまして、A案で通すと200円、1時間200円、これも冷暖房完備ということもありますので、200円が適当であるかと思っております。和室もございまして、それもA案で通しますと150円という案で今御提示させていただいております。中央体育館がメインとして考えてそういう規模の大きさとも検討した結果、そういう金額で固定させていただいているのですけれども、それについてもこの金額の案でよろしいでしょうか。

○委員長 質疑ありますでしょうか。・・・ここまでですけれども、これどうすれ

ば。次回。

○事務局 次回、委員会なのですけれども、この今日出していただいた意見、まとめさせていただきまして、意見書みたいな形で御提示させていただいて、何か間違い、御指摘していただくところがあれば協議していただきたいのですけれども、それをパブリックコメントということで町民の方に御提示させていただく期間があるのですけれども、それを経てまた御意見、いろいろな御意見がいただけると思うのです。計画等につきましてはあまり意見ないのですけども、こういう料金に対してはかなり御意見をいただくという、ほかの市町村聞かせてもらうとそうなっておりますので、その意見を今度また次の会議のほうで協議していただいて、これを反映できるのか反映できないのかということを決めていただいて、最終的にまたこの議会に提出するという流れになりますので、できましたら5回、次の会で意見書の確認をしていただいて、パブコメが終わった後、いろいろな御意見があると思うのですけれども、その御意見をまた協議していただいて内容を変える、変えないということも。

- ○池端事務局長 議会は・・・
- ○事務局 それであと2回は申し訳ないのですけれども、開催させていただければ と考えております。
- ○委員長 では、パブリックコメントまでに1回ですね。
- ○事務局 はい。
- ○委員長 その後、2回ということですか。
- ○事務局 そのあともう一回だけさせていただくということで、5回、6回という ことで申し訳ないのですが、お願いできればと思うのですが。
- 〇男性委員 パブリックコメントは今日決まったことを事務局のほうで・・・
- ○事務局 そうです。今日決まったことを。
- ○男性委員 ・・・
- ○池端事務局長 今日お決めいただいたこと、もちろんA案で行かせていただくわ

けですけども、それの成案ということでお示しをして、あとそこに付随する、今日ちょっと決まっていないキャンセル料とか、そういうふうな形についてもお示しをしてというふうに考えてございます。それで1回、で、パブリックコメントをやってその後、様々な意見をいただいたとしたら、全てパブリックコメントで出てきた意見全て反映しないと、そんなことではもちろんないわけですので、非常にいい意見をいただいたというようなものであれば、これは加えましょうとか、これはもう全然ちょっと違う意見やから、意見は入れてもらったけどこれはもう反映できないというようなものもやっぱりお示しをしないとあきませんので、総トータルの回数でいえばあと2回、この委員会のほうを開催をさせていただければなと考えてございます。

- ○委員長 次、町の予定といいますか、そのパブリックコメントを含めたものもありますからね。次の会議はいつがよろしいでしょうかね。来月で・・・行けますか。
- ○事務局 今、来月に案内・・・
- ○委員長 一月後ぐらいで行けますかね。
- ○事務局はい。同じように一月でお願いいたします。
- ○委員長 木曜日の午前、24日とか。
- ○池端事務局長 すみません。これ給食センターの運営委員会がございますので、 申し訳ございません。午後からであれば大丈夫です。
- ○委員長 午後は私、ちょっと駄目ですね。
- ○池端事務局長 はい。すみません。
- ○男性 25日の金曜日・・・
- ○委員長 25日、私、大丈夫ですね。2月25日の午後。1時にしましょうか。 いかがでしょうか。金曜日ですね。13時で。
- ○植村教育長 2時でもよろしいですか。
- ○委員長 14時でもよろしいですか。午後2時です。
- ○池端事務局長 そしたら、25日、16時30分からちょっと町のほうで、元気

な広陵の表彰式というのがあるのですけども、2 時間あれば大丈夫かと思いますので、 1 4 時ということで。

- ○委員長 はい。よろしくお願いします。・・・御協力ありがとうございました。 これで終わります。
- ○事務局 ありがとうございました。
- ○池端事務局長 ありがとうございました。